

# 外貨保証金取引約款

上田八一口一FX

金融商品取引業 関東財務局長（金商）第 249 号

## 外貨保証金取引約款

この外貨保証金取引約款（以下「本約款」といいます。）は、お客様が上田ハーロー株式会社（以下「当社」といいます。）との間でインターネットによる電子通信手段（以下「電子通信手段」といいます。）を利用して外貨保証金取引（金融商品取引法第2条第22項第1号に該当する取引で、当該売買の目的となっている通貨等の受渡決済もしくは転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引（以下「本取引」といいます。）を行うに際しての権利義務関係を明確にするもので、お客様は本取引を行うにあたり、関係諸法令の定めのある場合を除き、全て本約款および上田ハーロー外貨保証金取引説明書（以下「取引説明書」といいます。）に定めたとところによるものとします。

本約款の用語、定義については以下のとおりとします。

（定義）

- (1) 「本取引」とは、お客様が保証金の預託を為して当社を相手方にして行う外貨および円貨による為替売買をいいます。
- (2) 「基準保証金」とは、新規の取引を開始するために取引単位当りに必要とされる保証金をいいます。
- (3) 「取引保証金」とは、本取引を行うためにお客様が当社に預託する担保としての金銭をいいます。
- (4) 「維持保証金」とは、お客様が現在の取引を維持、継続するために当社に預託する必要がある担保としての最低額の金銭をいいます。
- (5) 「ポジション」とは、本取引における未決済の取引をいいます。
- (6) 「差金決済」とは、通貨の受渡しを行わずに買いポジションに対しては売り注文を出し、売りポジションに対しては買い注文を出し、買付総金額と売付総金額の差額だけを受け払いすることによって取引を決済する行為をいいます。
- (7) 「転売」とは、買いポジションを差金決済により終了する行為をいいます。
- (8) 「買戻し」とは、売りポジションを差金決済により終了する行為をいいます。
- (9) 「スワップポイント」とは、取引の対象になる当該通貨ペアの金利差を精算した金額をいいます。

### 第1条（取引口座の開設）

本取引を開始するにあたっては、当社にお客様ご自身の外貨保証金取引口座（以下「取引口座」といいます）を開設していただく必要があります。

2. 本取引においては、取引保証金、手数料、転売または買戻しによる差金決済を行った場合の差損益金およびスワップポイント、外国通貨の受渡し（現受渡し）、その他本取引に関する金銭の授受等の全てを、お客様の取引口座に計上、処理することといたします。
3. 取引口座の開設は、当社がお客様の本取引に対する理解度および取引適合性の確認、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令所定の方法による審査、反社会的勢力で無いことの確認、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）および「所得税法」に基づくお客様のマイナンバー（法人のお客様については法人番号）の取得および本人確認確認を終了した段階で行うことといたします。
4. 当社は第3項の審査の内容を開示せず、これに関するいかなるお問合せに対しても回答いたしません。

### 第2条（ユーザーIDおよびパスワード）

当社は、お客様が取引口座を開設した後、電子通信手段を通じて当社の管理するサーバーにアクセスし、当該サーバー上で当社が提供する取引システム（以下「本システム」といいます）を利用するためのユーザーIDを割当てます。お客様は当社所定の手続に従い、パスワードを設定します。

2. 本システムの利用は、本取引の際にお客様が入力するユーザーIDとパスワードが当社に登録されているものと一致した場合に

のみ、行うことができます。

3. ユーザーIDとパスワードはお客様ご自身に限り使用することができ、第三者に貸与または譲渡することはできません。
4. 当社はおお客様のユーザーIDとパスワードを使用して、本システムに対して行われた売買注文に係る指図および取引保証金の払い出しに係る指図並びに連絡については、お客様ご自身が行ったものと見なします。
5. お客様がユーザーIDとパスワードを第三者に貸与または譲渡した場合、またはお客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受、盗聴等によってお客様のユーザーIDとパスワードが第三者に漏洩したこと等により、第三者が注文ないし指図を行った場合には、それはお客様による注文ないし指図として扱われることにお客様は予め同意し、第三者による本取引に係る注文ないし指図に起因して生じた結果については、事情の如何を問わず、全てお客様が責を負うことを予め承していただきます。

### 第3条（本システムのサービスの範囲）

当社が本システムにおいてお客様に提供するサービスは、取引説明書および当社ホームページに記載される範囲または別途当社が定める範囲とします。また、当社は公的機関からの命令や経済情勢、その他合理的な事情があった場合には、当社の判断によりサービスの範囲を予告なく変更することができるものとします。

2. お客様は本サービスに適した端末機器、モデム、ソフトウェアその他インターネット接続および本サービス利用に必要な環境をお客様の責任で準備頂くものとします。
3. お客様が本システムを使用できる時間の範囲は当社が別途定めることとします。なお、使用時間はお客様に事前に通知することなく変更することがあります。
4. システムの保守および改良等のサーバーメンテナンスは随時行います。サーバーメンテナンス作業中は一部および全部の機能が利用できなくなる場合があります。

### 第4条（取引の種類）

お客様が本システムを利用して行える取引、注文の種類、数量およびその有効期限は「取引説明書」記載の範囲または別途当社が定める範囲とします。

### 第5条（為替レートおよびスワップポイント）

お客様が当社と行う本取引にかかる為替レートおよびスワップポイントについては銀行間外国為替市場等の取引レートに基づいて当社が提示する為替レートおよびスワップポイントが適用されることとします。

2. お客様は、市況により実際の約定値がお客様の指定した為替レートとは同一にならない場合があることを予め承して頂きます。

### 第6条（取引保証金）

お客様は、本取引から生じる当社に対するお客様の全ての債務を担保するため、当社が定める額の取引保証金を取引開始前に当社の定める方法により当社に預託することとします。保証金差入に関して生ずる送金手数料その他の費用はお客様の負担とします。

2. 取引保証金として当社が受入れる通貨の種類は当社が定めることとします。
3. 当社は理由のいかんにかかわらず、お客様名義以外の名義からの取引保証金を受け入れないものとします。
4. お客様がポジションを保有する場合において、取引保証金残高が当社の定める必要額を下回っている時は、取引保証金の払い出しや新規の取引はできないこととします。
5. 当社は、取引保証金残高が当社の定める方式で計算した必要額を下回っている場合には、お客様に通知することにより追加的な保証金（追加保証金）の預託を請求することができるものとします。
6. 前項により、お客様が追加保証金の請求を受けた場合、お客様は原則として請求日当日の午後3時まで当該保証金を入金するものとします。当社による追加保証金の請求後に、為替相場の変動等により保証金の不足が解消した場合でも、第4項の請求が行われた後は、請求された追加保証金の額を入金することとします。また、当社が追加保証金の請求を行わなかった場合でも、当該保証金の請求権を放棄したものとみなされることはなく、かつ当社が請求を行わなかったことについてお客様に責任を負わないこととします。

7. 当社はお客様に通知することなく、基準保証金および維持保証金の額を変更することができることとします。また、基準保証金および維持保証金額を変更したときは、お客様のポジションに係る取引保証金に対しても変更後の金額を適用できることとします。
8. 当社は、本取引に係るお客様の債務の弁済を受けるまでは保証金を担保として留保することができるものとします。
9. 当社は、お客様が当社の指定した日までに債務を弁済しない場合は、前項の規定により留保された金銭を以って当該債務の弁済に充当することができるものとします。この場合において、その充当に不足が生じる時は不足額についてお客様から追徴するものとします。
10. お客様は、前項に定めるほか本取引に係る取引保証金の取扱いについては当社の定めるところに従うこととします。

#### **第7条（保証金の払い出し）**

お客様は、預託している取引保証金の額が当社の定める取引保証金の必要額を超過する場合において、当社が別途定める方式によりその超過分の全部または一部を出金請求することができます。

2. 当社は午後3時迄に前項の払い出し請求を受けたときは、当該請求を受付けた日から起算して原則として2営業日以内に当該請求に係る額をお客様が予め指定する銀行等の口座に送金いたします（出金金額等別の理由により2営業日を超過する場合があります）。ただし、本条の営業日は国内の銀行等の営業日とします。
3. 出金可能額の計算については、当社が別途定める計算方法で行います。お客様から払い出し請求を受付けた後、出金可能額が請求額を下回った場合、当社は出金処理を中止できるものとします。

#### **第8条（現受渡し決済）**

お客様が受渡しによる決済（現受渡し決済）を行う場合、当社の指定する方法で外国通貨受渡しの指図を行うこととします。当社はお客様の本口座に当該受渡しに必要な金銭の残高があることを確認できたときは、次の各号に定めるところにより、これに応ずるものとします。

- (1) 外国通貨の買いポジションがある場合…当社はお客様の本口座から当該買い付けに係る円貨（外貨）を出金し、本口座に外国通貨を入金する処理を行い、同時に手数料等の諸経費およびスワップポイントに係る精算等の処理を行います。
  - (2) 外国通貨の売りポジションがある場合…当社はお客様の本口座から当該売り付けに係る外国通貨を出金し、本口座に円貨（外貨）を入金する処理を行い、同時に手数料等の諸経費およびスワップポイントに係る精算等の処理を行います。
2. 当社は、お客様が現受渡し決済によって得た通貨については全て取引保証金として本口座に受け入れることとします。当社が、当該通貨をお客様が予め指定した銀行等の口座に送金する場合は、第7条の規定に従うこととします。
  3. お客様は、取引通貨によっては当社が受渡しに応じられないことがあることを了承します。

#### **第9条（差金決済）**

お客様は、本取引に係るお客様のポジションについて、任意にこれを転売または買戻しすることができるものとします。この時、当社はお客様の売付総代金から買付総代金および手数料等の諸経費を控除し、スワップポイントの受け払いを計算した後の残金額について、お客様の本口座において精算処理するものとします。

#### **第10条（ロスカット制度）**

当社は、以下の各号の事由が生じた場合、第6条の規定にかかわらず、事前に通知することなく、お客様の計算においてお客様のポジションの全部または一部を差金決済し、また、その時点において未約定のお客様の取引注文の全てを取り消すことができるものとします（双方の事由が生じた場合は、第1号の決済を優先します）。

- (1) 預り金の総額にポジションの計算上の評価損益、既決済ポジションに係る未記帳損益等を加減した額が「維持保証金」の金額を下回った場合（即時ロスカット）。
- (2) 当社が第6条第5項の規定により、追加保証金の請求を行ったにもかかわらず、所定の期日までに追加保証金が入金されなかった場合（日次ロスカット）。

2. お客様は、当社が前項の差金決済を行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく取引保証金から差し引くことを予め承します。また、売買損金額が取引保証金額を上回った場合、お客様はその差額を所定の期日までに支払うこととします。
3. 第1項のロスカットは、別途定める時点で成行注文として執行すること、従って相場動向によっては該当価格よりお客様にとって不利なレートにより約定される可能性が有ること、当社が該当価格で取引を執行する義務を負うものでないことについて、お客様は異議を述べないこととします。

#### **第11条（リスクと自己責任）**

お客様は、本取引について次の各号に掲げる内容を十分に理解した上で本約款に記載されている事項を承認し、かつ取引説明書記載の内容に従ってお客様の判断と責任において取引を行うこととします。

- (1) 本取引は取引説明書記載のレバレッジ特性に係るリスクのほか、為替変動、金利変動等外国為替取引に係るリスクを伴うこと
- (2) 通信機器および通信回線、その他インターネットに関するインフラの障害等により取引が不能、または制限されるリスクがあること
- (3) 取引はお客様と当社との間の相対取引であり、お客様の当社に対する債権は当社に対する一般の債権者の債権と同順位に扱われ、お客様は当社の信用リスクを負うこと。ただし、お客様からの預り金に見合う金銭は金融商品取引法に基づき区分管理されている信託金であり、保全されること
- (4) 当社が提示する為替レート等は、当社がお客様に独自に提示するものであり、市場における流動性などに応じてお客様により、または個別取引により異なり得ること

#### **第12条（法令等の遵守）**

お客様は本取引を行うにあたり、関連する法令および取引慣行を自己の責任により遵守するものとします。

#### **第13条（注文の受付）**

お客様が本システムを利用して行う売買注文は、当社が提供する取引画面を通じて入力された内容を当社が受信し確認した時点で、当社が受信した内容の注文を受付けたものとします。

#### **第14条（注文の執行）**

お客様が本システムを利用して当社に出された注文が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は注文の執行を行わず、または約定した取引を無効として扱い、もしくは取り消すことができるものとします。

- (1) 取引保証金に不足が生じた（または生じる）場合
- (2) 売買注文の内容が法令、規制等に反する場合
- (3) 当社が提示した取引レートがカバー取引先の誤配信、取引システムの不具合その他の事由により、実勢レートと大幅かつ明白に乖離していたと判断した場合（異常レートによる取引）
- (4) その他、取引の健全性等に照らし当社が不相当と判断した場合

#### **第15条（注文の取消、変更）**

お客様が本システムを利用して注文された売買注文は、未約定注文に限り、本システムを利用して取消、変更を行うことができます。

#### **第16条（注文および取引口座の照会）**

お客様は本システムを利用して行った取引の内容、取引口座の残高、その他取引口座に関する事項については本システムを利用して確認することとします。

2. 当社は、本システムを利用した電子報告書を用いて本取引の結果および取引口座の残高通知等を行うこととし、郵送、電話等による通知を必要としないものとします。

### 第17条（取引保証金の入出金）

取引保証金の入出金は、本約款および取引説明書に依りますが、お客様が当社に対し出金の依頼をする場合は、本取引の出金依頼メニューを利用して行うこととします。

2. 入出金に係るお客様と当社の連絡は電子通信手段に限ることとし、電話等別途の手段による取消等はいたしません。
3. お客様が本取引を利用する場合、取引保証金の入金はお客様が当社指定の金融機関における所定の口座に振込送金し、当社が入金を確認し取引口座への入金処理を完了した時から可能になります。

### 第18条（システム障害時における対応）

お客様は、本システムに障害が発生しその使用ができなくなった場合、当社が電話、電子メール等本システムを通じない方法による本取引に係るお客様からの指図ならびに照会を受付けないことを予め承します。

2. 本システムを使用できない状態が異例に長期間に亘る等真に止むを得ない場合は、当社は当社のホームページ内における掲示、その他の方法により適宜の対応方法をお客様に通知します。

### 第19条（期限の利益の喪失）

お客様に以下の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくとも、お客様は当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済することとします。

- (1) 支払いの停止または破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
  - (2) 手形が不渡りとなるか、または、手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (3) お客様の当社に対する債権またはお客様が当社に差し入れている担保の目的物について差押または仮差押があったとき。
  - (4) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当する事由またはこれに類する事由が発生したとき。
  - (5) お客様の所在が不明となり、当社が連絡を取れなくなったとき。
  - (6) お客様が死亡したとき、または心身機能の低下により本取引の継続が困難となったとき。
  - (7) お客様が当社の営業に支障をきたす行為を行ったとき。
  - (8) 口座開設時またはその後当社に対して虚偽の申告または届出をしたことが判明したとき。
2. お客様に以下の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求により、お客様は当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに弁済することとします。
    - (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅延したとき。
    - (2) お客様が法令、本約款、その他の当社との間の取引約定、取引慣行または公序良俗のいずれかに違反したとき。

### 第20条（支払不能または不能となる恐れがある場合等における契約解除・ポジション解消）

お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したとき、または前条第2項1号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を遅延したときは、当社はお客様に事前の連絡、催告をすることなく本契約を解除することができるとともに、お客様が取引口座を通じて行っている全ての取引につき反対売買を行うことにより、任意にポジションを解消することができるものとします。

2. お客様が前条第2項の各号のいずれかに該当したときは、当社はお客様に対し、当社の指定する日時までに当該事由の解消を請求できるものとします。お客様が指定日時を過ぎても当該事由を解消しない場合は、当社は指定した日時を以て本契約を解除することができるとともに、任意にお客様のポジションを反対売買により解消することができるものとします（但し、前項の規定により当社が転売または買戻しを行う場合を除きます）。
3. 第1項または第2項の反対売買を行った結果、当社に損害が生じた場合には、お客様は当社に対して直ちにこれを賠償することとします。

### 第21条（差引計算）

当社は、お客様に対して有する債権で期限が到来したものと、お客様が当社に対する債権をいつでも相殺することができるものとします。この場合、当社は、お客様に対する通知その他所定の手続を省略し、両者の債権を差引計算することができるものとします。

2. 前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息および損害金については、当社所定の利率を差引計算の実行日まで付するものとし、
3. 第1項の差引計算を行う場合で、債権および債務の支払通貨が異なるときは、計算実行時において三菱東京UFJ銀行が提示する対顧客直物電信相場を適用して円貨額に換算します。但し、同行が提示していない場合は当社が指定する他の銀行の対顧客直物電信相場を適用することをお客様は予め承知します。

#### **第22条（占有物の処分）**

お客様が本約款に基づき当社に差し入れる取引保証金等は全て、お客様が当社に対して有する全債務を共通に担保することとします。

2. お客様が当社と行う外国為替取引に関し、当社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、当社は占有しているお客様の取引保証金等について、商品種類、取引口座等の実務便益上の区分に拘らず、その全体を当社がその裁量で処分できるものとし、処分により得られた金額から諸費用を差し引いた残額をお客様の債務の弁済に充当することができるものとし、

#### **第23条（充当の指定）**

お客様が当社に対する債務の弁済を行う場合、または、当社が第21条の規定の差引計算を行う場合において、お客様の弁済額またはお客様の当社に対する債権がお客様の債務の全額を消滅させるのに足りない時は、当社が任意に定める順序方法により取引保証金をもって不足額に充当することができることとします。

#### **第24条（遅延損害金）**

お客様が当社に対する債務の履行を怠ったときは、履行期日の翌日から履行の日まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うこととします。

#### **第25条（債権譲渡等の禁止）**

お客様が当社に対して有する債権は当社の同意なしにはこれを他に譲渡、質入、その他処分をすることができないものとし、

#### **第26条（届出事項の変更）**

お客様が本システムの利用に関して当社に届け出ている事項に変更が生じた場合、当社所定の書面により遅滞無く変更の内容を届け出ることとします。

2. 前項に定める変更の届出を怠り、または遅延したことに起因してお客様が被った損害、損失は、全てお客様に帰属することをお客様は予め承知し、当社は一切の責を負わないこととします。

#### **第27条（通知の効力）**

お客様が予め届け出た住所、事務所の所在地又はお客様のメールアドレス宛に当社からなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### **第28条（報告書の作成、提出）**

当社が政府機関または業界団体等から法令または規則等に基づきお客様に係る本取引の内容等を報告することを求められた時は、お客様は当社がこのような報告をすることに異議を申し立てず、当社の指示に従いこれに協力するものとし、

2. 前項の報告書その他の作成、提出に関連してお客様に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとし、

#### **第29条（預託金銭の利息）**

お客様は、本取引に関し当社に預託した取引保証金、本取引により生じた売買差益金その他の本取引に関する金銭に対しては利息が生じないことを予め承知します。

#### **第30条（手数料等諸経費）**

お客様は、当社が別途定める取引手数料、送金手数料等の諸経費を支払うこととします。

### 第31条（解約）

お客様が本約款に基づく契約を解約する場合は、当社に所定の方法により通知することとします。ただし、お客様にポジションがある場合は解約の申し入れを行うことができないこととします。

2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は何らかの通知、催告をすることなく、直ちに本約款に基づく契約を解約することができることとし、お客様にポジションがある場合は、お客様の計算において差金決済した上で、本約款第21条および第22条に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。

- (1) お客様が本約款第19条第1項および同条第2項に定める事由のいずれかに該当した場合
- (2) お客様が不正行為、またはそれに類似する疑わしい行為を行った場合
- (3) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者又はいわゆる総会屋等の反社会的勢力であると判明した場合、又は合理的にこれが疑われる場合
- (4) お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いた場合、もしくは風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害した場合、その他これらに類する違法な行為を行った場合

3. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、当社はお客様に通知をすることにより、本約款に基づく契約を解除すること、又は取引を一時的に制限することができることとします。その際、お客様にポジションがある場合は、当該通知が到着した後、速やかに、もしくは当該通知に記載した期日にお客様の計算において差金決済した上で、本約款第21条および第22条に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。

- (1) お客様が本取引を行うことについて不適格であると当社が判断した場合。  
具体的には、以下の場合を指しますが、これらに限られないものとします。
  - ①お客様の口座が他人名義もしくは架空名義で開設されていたことが明らかになった場合、又はその疑いが強い場合。
  - ②取引以外と思われる理由で少額多数の入出金操作が行われた場合。
  - ③短時間に頻繁に行われる取引であって他のお客様または当社のカバー取引等に著しい悪影響を及ぼす場合。
  - ④流動性の低い状況における多額の取引であって他のお客様または当社のカバー取引等に著しい悪影響を及ぼす場合。
  - ⑤当社が法令、本約款、その他当社の個人情報保護方針等に基づいて定める個人情報に関する説明、確認、資料の提出等を求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じて頂けなかった場合。
- (2) お客様が第32条に定める本約款の変更に同意しない場合。
- (3) お客様が政府機関または業界団体等から法令または規則等に基づく要請に応じて頂けなかった場合。
- (4) 当社が本取引または本システムの運用を停止または廃止した場合。

4. 前第2項及び第3項の規定にも拘わらず、当社は、1週間以上の猶予期間を設けてお客様へ通知することにより、本約款に基づく契約を解除することができることとします。

5. 前第2項から第4項の規定によりお客様の当社に対する債務が生じた場合は、直ちにその債務の弁済を行わなければならないこととします。

### 第32条（約款・サービス内容の変更等）

当社は本約款および本取引に関するサービスの内容を法令の変更、監督官庁の指示、その他当社の必要等に応じて変更することがあります。

2. 前項により本約款または当社が提供するサービス内容が変更された場合、当社ホームページもしくは電子メールによりお客様に通知します。

この場合、当社が定める期限までに異議の申し出がない場合は、お客様はその変更同意したものとみなします。

また、通知後に行われた取引は、本約款またはサービス内容の変更を承知の上なされたものとします。

### 第33条（免責事項）



以下に該当する事由等によりお客様に何らかの損害または費用負担が生じた場合でも、当社はこれらについて一切責任を負わず免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、紛争、突発的な事件、為替管理政策の変更、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖、規制の変更等不可抗力と認められる事由により、外国為替取引の執行、金銭の授受または預託の手續等が遅延または不能となった場合
- (2) ロスカット制度に従ったポジションの処分
- (3) 取引レートの異常な乱高下、流動性の大幅な低下、金融不安等の理由により、お客様の注文に当社が応じ得ず、または執行が遅延したことによって生じた損失
- (4) 異常な取引レートが配信された場合に、当社が当該取引レートに基づく約定を無効として扱い、または取り消したことにより生じた損害
- (5) お客様のコンピューター、携帯電話等のハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社の故意または重大な過失によらない当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障や誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動
- (6) 回線の混雑、不調並びに当社との通信が不能、不明瞭等によって受信できない等当社の責に帰すことができない場合
- (7) お客様がユーザーID並びにパスワードを第三者に譲渡または貸与した場合、又はお客様の過失、盗難、被窃取、詐欺、通信の傍受、盗聴等によりお客様のIDとパスワードが第三者に漏洩し、同人がそのIDとパスワードを用いて行った取引(ただし、盗難、紛失等の場合に所定の届出を提出後は除く)

#### **第34条 (録音)**

当社は、当社とお客様との間で交わされる会話を録音することがあります。

#### **第35条 (準拠法・合意管轄)**

本約款は日本国の法律に準拠し、それにより解釈されることとします。

2. お客様と当社との間の本取引および本システムに関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### **第36条 (その他)**

本約款に定めのない事項が生じた時又は本約款の履行もしくは解釈につき疑義を生じた時は、双方誠意を以って協議し円満解決を図ることとします。

以上

制定日 平成17年 6月 1日

改定日 平成18年 7月 1日

改定日 平成19年11月 7日

改定日 平成20年 4月 7日

改定日 平成22年 7 月24日


改定日 平成23年11月18日

改定日 平成 27 年 11 月 30 日

改定日 平成 28 年 1 月 1 日

改定日 平成 29 年 12 月 4 日

 上田ハローFX株式会社

 0120-860-396

<http://www.uedaharlowfx.jp>

金融商品取引業 登録番号：関東財務局長（金商）第249号  
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-1 神田須田町スクエアビル5F  
TEL: 03-5207-8639 FAX: 03-5207-8651

（平成 29 年 12 月 4 日）